

議 第 7 号 議 案

新型コロナウイルス感染症の「5類」への引下げ方針の撤回を求める意見書の提出について

新型コロナウイルス感染症の「5類」への引下げ方針の撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和5年3月20日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の「5類」への引下げ方針の撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

新型コロナウイルス感染症の「5類」への引下げ方針の撤回を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の第8波の感染急拡大によって、医療体制が逼迫し、死者数も過去最悪を記録し、高齢者施設ではクラスターが発生して多数の犠牲者が出ている。

こうした中、政府はこのほど新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5月の大型連休明けから季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決めた。新型コロナウイルス感染症は、現在「新型インフルエンザ等」に位置付けられ、「2類」以上の対応が可能となっている。

一方、「5類」へ移行すると、行動制限や入院勧告などができる法的根拠がなくなる。政府は「5類」移行後、医療の公費負担を段階的に見直す方針を明らかにしているが、ワクチン接種や、患者の入院・外来診療、検査などで国民負担増が懸念され、医療費の負担増によって受診控えが広がれば、患者の命と健康にかかわるだけでなく、感染拡大を抑制する上でも大きなマイナスとなる。

また、政府は「5類」移行後、コロナ患者に対応する医療機関の制限をなくすので、受診できる医療機関が増えるという見通しを立てているが、医療体制の強化抜きにこの方針を実行に移せば、医療現場の大混乱は避けられない。このため、厚生労働省の部会でも「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との声が出ている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、犠牲者数が最悪という事態のもと、新型コロナウイルス感染症を感染症法上「5類」に引き下げる方針を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様